

調達要求番号：1KL11A10010

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
物品番号		仕様書番号
民間企業等におけるDXの動向等に関する調査研究		1KLO-Z3024
	承認	令和 年 月 日
	作成	令和 3年 6月 10日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部総合企画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が担任するDX推進に関する研究として行う“民間企業等におけるDXの動向等”に関する調査研究（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1 民間企業等

国内外の民間企業、学術研究機関、アメリカ、デンマーク、中国等DXを積極的に推進している政府をいう。

1.2.2 DX

デジタル技術の活用を通じて業務要領や組織の慣習等を変革し、組織の競争優位性を確立することをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装プ武第188号（31.1.9）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[陸幕装計第34号（令和元年5月29日）]

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[装管調第807号（3.1.21）]

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、民間企業等におけるDXの動向, 将来の技術発展の方向性及び陸上自衛隊の教育・訓練・研究業務におけるDX推進の一案について明らかにするものとする。
- b) 本役務に使用されるDVD-Rは、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務に使用されるDVD-Rのサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2による。

2.2 調査研究

調査研究は、次による。

なお、細部は、教育訓練研究本部総合企画部総合企画課総合企画室企画調整第2班（以下、“企画調整第2班”という。）との調整による。

- a) 民間企業等におけるDXの動向及び将来の技術進展の方向性について調査
- b) 民間企業等におけるDXの推進事例及び概算費用について調査
- c) 調査に基づき、陸上自衛隊の教育・訓練・研究業務におけるDX推進について提言

2.3 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記a) の業務従事者が民間企業等の動向調査等において情報収集ができる能力を有するとともに、DXの研究等に携わり将来の技術進展の見通しに明るいこと。
- c) 上記a) の業務従事者が、前記b) に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有すること。
- d) 前記c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類等は、表1によるものとし、契約の相手方は、企画調整第2班の確認を受けた後、提出するものとする。なお、電子記憶媒体の記憶方式については、企画調整第2班との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 1－提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書(作業工程表)	A 4	1 式	契約締結後, 速やかに	企画調整 第 2 班
2	作業員名簿	A 4	1 式		
3	調査研究成果報告書 (紙媒体)	A 4	1 冊	中間報告 令和 3 年 1 2 月 1 0 日	
4	調査研究成果報告書 (電子データ)	DVD-R	1 枚	最終報告 令和 4 年 3 月 1 1 日	

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、

1.3.1 b) 陸幕装計第 3 4 号(令和元年 5 月 2 9 日)「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)」別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の 8.1 による。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.6 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の 8.3 による。